

=消費生活相談員のための判例紹介=

結婚相手紹介サービスにつき、業者が交付した契約書に記載不備があるとして、クーリング・オフの行使を認めた判決

名古屋簡易裁判所 平成24年(ハ)第6896号

弁護士 鈴木 岳弘(愛知県弁護士会)

第1 はじめに

愛知県弁護士会では、名古屋市消費生活センター(以下、「センター」という。)と連携して消費者事件の解決に取り組んでいる。その1つとして、センターに持ち込まれた案件のうち、弁護士による解決が相当とセンターが判断した案件については、弁護士会が提供した名簿に記載された弁護士に案件を繋ぐ制度がある。本件は、この制度により、センターから当職に相談依頼があり、その後、受任に至ったものである。

第2 事案の概要

本件の被害者Xは、44歳の独身男性である。また、Yは、国際結婚の仲介サービスを行う業者であり、Yによると、ロシアを中心とするヨーロッパ各国の女性が600人ほど登録されているということである。また、Yによる結婚相手紹介サービスの利用については入会金と会費がかかるが、契約締結前にYを通じて気に入った相手の女性にお見合いを打診することが可能であり、その相手もお見合いを希望し、お見合いを実際にするという段階で契約するというシステムになっているようである。

平成23年11月ころ、Xは、インターネットでYのホームページを見て、ロシア人との国際結婚ということに関心を持ち、Yに問い合わせをした。その後、Xは、Yとメールや電話でやりとりをし、Yに登録していたロシア人女性AにYを通じてお見合いを打診した。そして、YからメールでAもXとのお見合いを希望しているとの報告を受けた。

そこで、同年12月1日、XはYと国際結婚相手を紹介するサービスについての契約(以下、「本件契約」という。)を締結し、その代金として、入会金20万円(税抜き)、3か月コースの会費8万5000円(税抜き)の合計28万5000円(税込み29万9250円)をY指定の銀行口座に振り込んで支払った。本件契約の契約書については、本件契約を締結した数日後に、Yから郵便で送られてきたため、Xは、これに署名・押印し、Yに郵便で返送した。

その後、Xは、Yの仲介でロシアに渡航し、Aと

会い、結婚する方向で話が進んでいたが、最終的にはXとAの結婚の話は平成24年4月ころに破談になった。Xは、突然納得のいく理由もなくAとの結婚が破談になったこと、Aには当時ほかに婚約者がいた形跡がAのブログで伺われたことから、Yに対して不信感を抱き、センターに相談するにいたった。

そして、センターでの相談で、本件契約は、特定継続的役務提供にあたるが、本件契約書について、特定商取引法(以下、単に「法」という。)42条2項並びに特定商取引に関する施行規則(以下、単に「省令」という。)33条及び34条の法定記載事項が書かれていなことが判明した。

第3 交渉の経緯(裁判に至るまで)

センターにおいて、あっせんに取り組んでいたが、Yはセンターのあっせんに対し、一向に取り合う態度をみせなかつた。

そのため、平成24年10月はじめころ、センターの紹介により、当職がXの相談を受けた。そして、クーリング・オフを使い、契約を解除した上で、不当利得の返還として既払金の回収をするという方針で受任することになった。

内容証明を送ると、Yも代理人を立てたため、返還交渉をした。YはXの支払額の8割程度の額の返還を申し出たが、Xとしてはあくまでも全額返還を求める意向であった。そのため、返還金額について折り合はず、交渉での解決には至らなかつた。そこで、同年11月22日、名古屋簡易裁判所に、入会金及び会費の返還を求めて提訴した。

すると、Yは、本件契約書に、合意管轄条項があることを理由に、P地方裁判所への移送を申し立ててきた。これに対し、裁判所は、移送することが当事者の衡平のために必要があるとはいはず、訴訟の著しい遅滞を避けるために移送すべき事情は認められないとしてYの移送の申立を却下した。その後、Yは、却下決定に対して即時抗告をしたが、抗告審においても原審が却下したのと同様の理由でこの即時抗告を棄却した。

第4 訴訟における争点と裁判所の判断

1 クーリング・オフの可否

当職は、以下の事項について書面不備だとしてクーリング・オフを主張した。

ア 役務を提供する時間数、回数その他の数量の総計（法42条2項1号、省令33条1項3号）の記載がない。

イ 消費者が、役務提供事業者がクーリング・オフに関して不実を告げたことにより誤認し、または役務提供事業者が威迫をしたことにより困惑し、これらによってクーリング・オフを行わなかった場合には、消費者は、クーリング・オフ妨害の解消のための書面を受領した日から起算して8日間はクーリング・オフができる（法42条2項5号、省令34条1項2号ロ）の記載がない。

ウ クーリング・オフは、消費者が、その契約の解除を行う旨の書面を発したときに、その効力を生ずること（法42条2項5号、省令34条1項2号ハ）の記載がない

エ クーリング・オフがあった場合には、役務提供事業者は、消費者に対し、その契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを請求することができない（法42条2項5号、省令34条1項2号ニ）の記載がない。

オ クーリング・オフがあった場合において、既にその特定役務提供契約に基づき役務が提供されたときにおいても、役務提供事業者は、消費者に対し、その役務の対価その他の金銭の支払いの請求をすることができない（法42条2項5号、省令34条1項2号ホ）の記載がない。

カ クーリング・オフに関する事項は、赤枠の中に赤字で記載する（法42条2項5号、省令34条3項）ということが守られていない。

キ 書面の内容を十分に読むべき旨を赤枠の中に赤字で記載する（法42条2項7号、省令34条4項）ということが守られていない。

これに対し、Yは、クーリング・オフが8日以内に可能であるという最重要事項の記載は存在していることなどを理由に、クーリング・オフは期間経過によりできないと主張した。

この点、裁判所は、上記アからキのような契約書は、法令で定められた契約書面に必要な記載に不備があり、このような契約書面の交付によってはクーリング・オフ期間の開始は認められず、XはYに対し、いつでもクーリング・オフ行使することができると判示した。

2 権利濫用の存否

Yは、Xが既に契約において定められた役務提供を全て受けておきながら、契約締結日から1年近く経過した時点で、契約の解除の意思表示を行い、支払った金額全ての返金を請求してくることは権利の濫用であり、当該権利の行使は認められないと主張した。

この点、裁判所は、この事実のみで、Xの本件契約の解除権行使が信義則に反するとか、権利の濫用であるとは認めることはできないから、Yのこの主張には理由がないと判示した。

第5 裁判後の債権回収について

本件については、Yが控訴することなく、本判決は確定した。

そして、確定後まもなく、支払日までの遅延損害金を含め、Yから全額の支払いを受けることができた。

第6 書面不備とクーリング・オフについて

本件について、裁判所は、「法令で定められた契約書面に必要な記載に不備があり、このような不備のある契約書面の交付によってはクーリング・オフ期間の開始は認められず、本件契約について、XはYに対し、いつでもクーリング・オフ行使することができる」と判示しており、クーリング・オフ期間の開始が認められない記載事項の不備について、特に制限を設けていないようにも読むこともできる。

この点、通達では、「これらの書面にクーリング・オフができる旨記載されていない場合など重要な事項が記載されていない書面」について、書面不備としてクーリング・オフ期間の開始が認められなくなるとされている。そして、この「重要な事項」とは何かが、問題となっている。

本件においては、上記イないしカは、クーリング・オフに関する事項の不備であり、キについても、クーリング・オフ規定を含む契約内容を十分に読むことを表示すべき規定に反するものであり、本件判決は、少なくともクーリング・オフに関する事項については「重要な事項」にあたるとする考え方とも整合するものである。

そこで、本件判決は、「重要な事項」について、特に規範を立てることなく判示したものと思われ、いかなる記載事項の不備であっても、クーリング・オフの開始が認められない旨判示したものではないと思われる。

ただ、クーリング・オフが8日以内に可能であるとの記載のみではクーリング・オフ期間の開始には足りないとしていることは、Yの主張を排斥していることからも明らかである。